

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年11月28日条例第25号）

最終改正:令和7年7月18日条例第23号

改正内容:令和7年7月18日条例第23号 [令和7年7月18日]

○中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年11月28日条例第25号

改正

昭和32年3月26日条例第1号
 昭和32年9月9日条例第19号
 昭和34年12月18日条例第24号
 昭和36年3月9日条例第1号
 昭和38年4月8日条例第9号
 昭和40年5月31日条例第14号
 昭和41年8月10日条例第16号
 昭和44年4月22日条例第18号
 昭和46年10月13日条例第28号
 昭和48年12月25日条例第40号
 昭和50年3月29日条例第4号
 昭和52年3月31日条例第7号
 昭和52年12月22日条例第27号
 昭和56年3月31日条例第9号
 昭和58年3月25日条例第8号
 昭和59年4月2日条例第7号
 昭和61年3月31日条例第18号
 昭和63年3月31日条例第12号
 平成2年3月30日条例第8号
 平成2年12月21日条例第18号
 平成4年4月1日条例第8号
 平成6年3月22日条例第6号
 平成9年3月18日条例第5号
 平成13年3月30日条例第23号
 平成14年12月26日条例第29号
 平成18年9月26日条例第32号
 平成19年3月30日条例第10号
 平成20年9月8日条例第17号
 平成23年3月29日条例第6号
 平成28年12月13日条例第27号
 平成30年3月28日条例第11号
 令和7年7月18日条例第23号

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

（趣旨）

第1条 中間市議会議員（以下「議員」という。）の報酬及び費用弁償等の支給に関してはこの条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 拘束される処分 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束される処分をいう。
- (2) 議会の会議等 中間市議会会議規則(昭和42年中間市議会規則第1号)に規定する会議及び協議又は調整を行うための場並びに中間市議会委員会条例(昭和42年中間市条例第12号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (3) 公務上の災害 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年中間市条例第1号)に規定する公務上の災害又は通勤による災害をいう。

（議員報酬）

第3条 議会の議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 423,000円
- (2) 副議長 月額 381,000円
- (3) 常任委員会及び議会運営委員会の委員長 月額 364,000円
- (4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 月額 360,000円
- (5) 議員 月額 355,000円

2 前項の議員報酬は、その職に就いた日からその職を離れた日まで支給するものとし、それぞれの日が月の中途であるときの議員報酬の額は、当該月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。ただし、死亡によりその職を離れたときは、当該死亡した日の属する月の

末日まで支給する。

- 3 議員報酬の支給方法については、前項に定めるものを除くほか、一般職職員の例による。

（議員報酬の支給停止）

第4条 議員が拘束される処分を受けたときは、当該拘束される処分を受けた日から拘束される処分を解かれた日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）の議員報酬の支給を停止する。この場合において、支給を停止する議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

2 前項の規定により支給を停止された議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた議員は、当該処分を受けた日の属する月の翌月の末日までに当該議員報酬を返納しなければならない。

3 第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は無罪判決（同様の効果を有する決定を含む。）が確定したときは、当該停止していた期間の議員報酬を支給する。当該時点において議員の職を退いている場合についても、同様とする。

（議員報酬の不支給）

第5条 前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で、当該停止に係る刑事事件について有罪判決が確定したときは、当該停止していた期間の議員報酬は、支給しない。

2 議員が刑事事件に関する刑の執行として刑事施設に收容されたときは、当該刑の執行が開始された日から刑の執行が終了した日までの期間（以下「拘留等期間」という。）の議員報酬は、支給しない。この場合において、支給しないこととする議員報酬の額は、各月における拘留等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

3 議員が任期中の連続する2回の定例会並びに当該2回の定例会の間に開かれる議会の会議等（定例会を除く。）の全てを欠席したときは、当該議員に対しては、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以後の議員報酬は、支給しない。

4 前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた議員が議会の会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月以後の議員報酬を支給する。この場合において、当該出席した日の属する月の議員報酬の額については、当該出席した日を起算日として、その月の末日までの現日数とその月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

5 議員が公務上の災害、出産その他議長が認める理由により議会の会議等を欠席したときは、第3項の規定は、適用しない。

（費用弁償）

第6条 議員が公務のため旅行する場合には、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）による旅費を支給する。

（期末手当）

第7条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、一般職職員の例により支給する。

2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議員が受ける議員報酬の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額をその基礎額として、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）を準用して算出された額とする。

（期末手当の支給停止）

第8条 基準日前6月以内の期間において、第4条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された期間がある議員に対しては、それぞれ基準日前6月以内の期間に係る期末手当のうち、議員報酬の支給を停止された期間に係る期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止する期末手当の額は、当該支給停止に係る期末手当の基準日前6月の期間の逮捕等期間の日数に応じて、当該基準日前6月の期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による期末手当の支給停止について準用する。この場合において、「議員報酬」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

（期末手当の不支給）

第9条 基準日前6月以内の期間において、第5条第1項、第2項又は第3項の規定により議員報酬を支給しないこととされた期間（以下「不支給期間」という。）がある議員に対しては、それぞれ基準日前6月以内の期間に係る期末手当のうち、不支給期間に係る期末手当は、支給しない。この場合において、支給しないこととする期末手当の額は、当該不支給に係る期末手当の基準日前6月の期間における不支給期間の日数に応じて、当該基準日前6月の期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

2 前条第1項の規定により期末手当の支給を停止された場合で、当該停止に係る刑事事件について有罪判決が確定したときは、当該停止していた期間の期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

附 則（昭和32年3月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則（昭和32年9月9日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年12月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年3月9日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。ただし、第4条第2項を削る改正規定は、昭和36年4月1日から施行する。

（暫定措置）

2 改正後の条例第2条の適用については、昭和35年10月1日（以下「切替日」という。）から昭和36年3月31日までの間附則別表に定めるところにより、その受けるべき報酬額を読み替える。

（報酬の内払）

3 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附則別表

議員の報酬読替表

報酬額	読み替える額
340,000円	325,600円
290,000円	275,600円
260,000円	245,600円

附 則（昭和38年4月8日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年5月31日条例第14号）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
- この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて既に議員に支払われた昭和40年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和41年8月10日条例第16号）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和41年6月1日から適用する。
- この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて既に議員に支払われた昭和41年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和44年4月22日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年10月13日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月29日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月22日条例第27号）抄

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。〔後略〕

附 則（昭和56年3月31日条例第9号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和56年1月1日から適用する。
（暫定措置）
- 改正後の条例第2条の適用については、昭和56年1月1日（以下「切替日」という。）から昭和56年3月31日までの間、附則別表に定めるところにより、その受けるべき報酬額を読み替える。
（報酬の内払）
- 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に議員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附則別表

議員の報酬読替表

報酬額	読み替える額
280,000円	255,000円
250,000円	225,000円
230,000円	205,000円

附 則（昭和58年3月25日条例第8号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月2日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年1月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 この条例の施行前に改正前の条例に基づいて既に議員に支払われた昭和59年1月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和61年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第12号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日条例第8号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月21日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

（内払）

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、平成2年4月1日以降の分として支給を受けた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成4年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月22日条例第6号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月18日条例第5号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第23号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日条例第29号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年9月26日条例第32号）

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第10号）

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年9月8日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成23年3月29日条例第6号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日条例第27号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和7年7月18日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。